

令和 7 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 1 1 |

令和 7 年 1 2 月 1 7 日 (水曜日)

建設環境委員会会議録

令和7年12月17日 水曜日

午前10時00分開議

午前10時49分閉議（実時間49分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）
1. 議案第112号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第5号
1. 議案第115号・市道路線の廃止について
1. 議案第116号・市道路線の認定について
1. 議案第126号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について
1. 陳情第11号・水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 中山 諭扶哉 君
副委員長 橋本 隆一 君
委員 田方 芳信 君
委員 谷川 登 君
委員 西村 英昭 君
委員 橋本 幸一 君
委員 水田 千春 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 岩崎 伸一 君
市民環境部次長 竹下 圭一郎 君

市長公室

人事課給与係長 山村 早智子 君
建設部長 涌田 直美 君
建設部次長 蓑田 正樹 君
理事兼下水道建設課長 一美 晋策 君
土木課長 高田 裕樹 君
住宅課長 上村 和寛 君

○記録担当書記

栗山 大次郎 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付しております付託表のとおりであります。

なお、災害対策等並びに企業誘致等に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知お祈りいたします。

◎議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）

○委員長（中山諭扶哉君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部から説明願います。

○市民環境部長（岩崎伸一君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の岩崎でございます。どうぞよろしくお祈りいたします。

議案第127号中、第4款・衛生費の市民環境部関係分につきまして、竹下次長から説明をさせていただきますのでよろしくお祈りいたします。

○市民環境部次長（竹下圭一郎君） おはよう

ございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の竹下です。着座にて説明させていただきます。

議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号のうち、衛生費の市民環境部所管分について説明いたします。

議案書と別に配付しております資料、右肩に令和7年12月17日、建設環境委員会、議案第127号関係資料と記載されている資料を使って説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う給与改定分の補正と人事異動等に伴う増減分の補正を行うものでございます。

給与改定につきましては、給料及び期末勤勉手当ともに4年連続の引上げの実施となっております。

まず、給料表につきましては、水準を平均3.3%引き上げるものでございます。これは若年層に重点を置きつつ全体を引き上げる改定となっており、この改定による引上げ対象者は全会計で1147人、会計年度任用職員559人となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を4.60月から4.65月へと0.05月引き上げるものでございます。

また、通勤手当につきましても、自動車等を使用している職員に対して、通勤距離が10キロメートル以上の区分について、200円から7100円の幅で引上げを行うものでございます。

そのほか給与改定以外の補正の主な要因といたしましては、人事異動等に伴う給料、諸手当の増減による影響分、育児休業及び退職による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分によるものでございます。

当初予算について人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算しております。しかし、翌年4月1日の人事異動に伴う職

員配置の変更により給料の高い職員と給料の低い職員が入れ替わるなどがありますので、毎年度12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

それでは、議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算書・第10号の18ページをお願いいたします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目4・狂犬病対策費では、会計年度任用職員1人分の補正により14万2000円を増額補正しております。これは、給与改定の影響によるものでございます。

次に、款4・衛生費、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費では、建設部下水道総務課、坂本支所、鏡支所及び泉支所の地域振興課分も含めまして説明させていただきます。目1・生活環境総務費では、一般職30人分の補正として782万円を増額補正しております。これは、人事異動、給与改定及び共済負担金率改定等の影響によるものでございます。

続きまして、目3・廃棄物対策費では、会計年度任用職員2人分の補正として24万2000円を増額しております。これは、給与改定の影響によるものでございます。

続きまして、目4・環境衛生費では、会計年度任用職員1人分の補正として13万9000円を増額補正しております。これは、給与改定の影響によるものでございます。

続きまして、目5・塵芥処理費では、一般職7人と会計年度任用職員3人分の補正として652万1000円を減額補正しております。その主な要因としましては、3点ございます。右側の節1・報酬46万6000円の増額は、会計年度任用職員3人分の給与改定によるものでございます。節2・給料702万9000円、節4・共済費173万6000円の減額は、一般職員が9人から7人と2人減ったことによるものと、人事異動、給与改定、共済負担金率改

定等の影響によるものでございます。節3・職員手当177万8000円の増額は、8月大雨災害対応による時間外手当の増額が影響したものでございます。

最後に、目6・し尿処理費では、一般職4人分の補正として102万1000円を減額補正しております。これは、人事異動、給与改定の影響によるものでございます。

以上で、衛生費中、市民環境部関係の補正内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（谷川 登君） 今説明の中で、職員さんの通勤手当についていますか距離、5キロから10キロ未満というようなことで、1つだけ確認ですが、60キロ以上の職員の方は対象、おられる方いらっしゃいますか。

○人事課給与係長（山村早智子君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいま御質問の60キロ以上の職員でありますが、今、1人、対象が。（委員谷川登君「1人」と呼ぶ）はい、1人だけいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員（田方芳信君） 関連なんですけど、現行が60キロから100キロですよね、上げられたのが、60キロから100キロ以上としたちゅうこと、その100キロに上げられた理由ちゅうのは何ですか。

○人事課給与係長（山村早智子君） 100キロまでに上げる理由ということで、一応人事院勧告に基づきまして今回改定をしております。国のほうにおきましては遠距離で通っていらっしゃる職員であるとかが多いということで、地方自治体においては若干その傾向は少ないんで

すけれども、一応うちとしても人事院勧告に基づきまして一応備えておくという意味で、今回改正を行っております。

以上でございます。

○委員（田方芳信君） ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） 塵芥処理費の中で職員が2人減と言われましたが、今、各部署職員は非常にやっぱり足りないということで皆さん言われてるんですが、この2人減になった理由っていうのはどういう意味なんですか。

○市民環境部次長（竹下圭一郎君） 市民環境部内の機構改革がございまして、循環社会推進課の職員が、環境施設課のほうに、エコエイトの管理っていうのが環境施設課に移ってまいりました。それもあるのと、あと、衛生処理センター等の解体が進んだことによりまして衛生処理センターの管理をする職員等が減ってきたっていうところもありますので、その分の2人が減ってきたというところになります。

○委員（橋本幸一君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 以上で、第4款・衛生費中、市民環境部関係分を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、歳出の第7款・土木費について、建設部から説明を願います。

○建設部長（涌田直美君） 皆様、おはようご

ございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の涌田でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号の建設部所管分につきまして、菘田建設部次長が説明いたしますのでよろしくお願いたします。

○建設部次長（菘田正樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の菘田でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算書・第10号をお願いいたします。

まず、人件費補正の概要につきましては、先ほど衛生費の冒頭で説明があり、土木費につきましても同様でございますので、重ねての説明は割愛させていただきたいと思っております。

それでは、予算書21ページの上段の表を御覧ください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目1・土木総務費は、職員6人分、会計年度任用職員1人分の補正として566万9000円を増額補正し、補正後の額は5233万円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目2・建築総務費は、職員36人分、会計年度任用職員4人分の補正として426万1000円を減額補正し、3億5794万6000円としております。減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

続きまして、下段の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費は、職員22人分、会計年度任用職員1人分の補正として1374万9000円を減額補正し、1億9609万8000円としております。減額の理由としましては、人事異

動による影響が主なものでございます。

次に、目2・道路維持費は、会計年度任用職員1人分の補正として14万4000円を増額補正し、7億3076万5000円としております。増額の理由としましては、給与改定による影響でございます。

次に、目3・道路新設改良費は、職員26人分、会計年度任用職員1人分の補正として2876万4000円を増額補正し、13億8680万3000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

続きまして、22ページ上段の表を御覧ください。

款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費は、職員2人分の補正として34万5000円を減額補正し、2億9763万7000円としております。減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

続きまして、下段の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費は、職員14人分の補正として100万3000円を増額補正し、15億5639万5000円としております。増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

次に、目2・街路事業費は、職員5人分の補正として284万8000円を増額補正し、3億9309万6000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目3・都市下水路費は、職員1人分の補正として42万5000円を増額補正し、5505万4000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目4・公園費は、職員4人分、会計年度任用職員1人分の補正として362万900

0円を増額補正し、2億4934万7000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目5・区画整理費は、職員3人分の補正として138万5000円を減額補正し、3億2513万8000円としております。減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

最後に、23ページ上段の表を御覧ください。

款7・土木費、項6・住宅費、目1・住宅管理費は、職員5人分、会計年度任用職員2人分の補正として110万5000円を増額補正し、2億9355万4000円としております。増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

以上、議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） これより採決いたします。

議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部の入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

◎議案第112号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第5号

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、議案第112号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第5号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道建設課の一美でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第112号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第5号について説明いたします。

補正予算書・第5号をお願いいたします。

今回の補正内容は、令和8年4月から業務を開始する必要があります契約案件について、予算執行の事前準備として新年度開始前に事務処理を行えるように、2件の債務負担行為の設定を行うものです。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条に、債務負担行為を追加設定としまして、2つの事項を設定するものです。

まず、1つ目の水処理センター等水質分析業務委託は、期間を令和7年度から令和8年度、限度額を298万3000円としております。

内容としましては、水処理センター及び浄化槽汚泥処理施設などにおける各種分析業務を実施するもので、水質分析については、CODやBODといった項目を流入水に対して42項目、放流水に対して47項目実施いたします。また、脱水汚泥の分析については、重金属類を中心に含有試験38項目、溶出試験を27項目実施いたします。

2つ目の公共樹設置工事経費は、期間を令和

7年度から令和8年度、限度額を8470万円としております。

内容としましては、新築などにより下水道へ接続する際に必要となります公共ますを設置するもので、八代及び八代東部処理区で115か所、千丁処理区で10か所、鏡処理区で15か所、合計140か所を設置予定としております。

3ページ以降は、債務負担行為に関する調書でございますので説明を省略させていただきます。

以上、議案第112号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第5号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（田方芳信君） 水処理センターの業務委託で、委託先はどこですかね。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 環境系の分析をされるコンサルタントを予定しているところです。

○委員（田方芳信君） それは、熊本。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 積算の後、入札を行いますので、市内中心とはなるとは思いますが、まだ住所については分かりません。

○委員（田方芳信君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 公共ますのは140か所ってあったんですが、これは、その根拠っていか基礎ってというのは、もう予約者が140か所あるってということで、それとも、大まかに想定してからっていう、どちらですか。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 箇所

数140か所につきましては、一応令和4年から令和7年の平均値で算出させて見込んでおる数字でございます。

○委員（橋本幸一君） もしこれよりオーバー、出た場合については、また新たについていうことで考えてよろしいんですか。それとももう140で締め切ったならば、もうそれで次年度にまた繰り越してもらってという、それどういう感じで。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 期間の要望も、いついつまでというようなこともありますんで、そこあたりは、設置希望者の方と協議をしながら、必要であれば補正をとということでは考えてるところです。

○委員（橋本幸一君） 了解しました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） これより採決いたします。

議案第112号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第5号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部の入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

○議案第115号・市道路線の廃止について

○議案第116号・市道路線の認定について

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第115号・市道路線の廃止について及び議案第116号・市道路線の認定については、関連がありますので本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思いません。

それでは、本2件について一括して説明を求めます。

○土木課長（高田裕樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課の高田でございます。

議案第115号・市道路線の廃止についてと議案第116号・市道路線の認定についてにつきましても、関連がありますので一括して説明をいたします。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、議案書によって説明させていただきます。

まず、議案書の7ページをお開きください。

今回は、廃止につきましては、路線番号5231号、日奈久竹之内町3号線の1路線となります。

市道路線の起点、終点の変更を行うに当たっては、道路法に基づき、一旦市道路線を廃止した後、改めて認定を行うという手続が必要となりますことから、当該路線について廃止するものです。

位置図を、8ページに示しておりますので御確認ください。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。

5231号、日奈久竹之内町3号線につきましては、10ページの位置図に示しているとおり、日奈久温泉駅付近から日奈久中学校付近に至る延長約420メートルの道路であります。今回、国道3号に接続しております東側の起点部におきまして、国において行われた歩道整備により国道部の幅が広がり市道部の起点が変更となったため、先ほど廃止について説明した路

線について再認定をお願いするものであります。

以上で、議案第115号・市道路線の廃止について、議案第116号・市道路線の認定についての説明終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本幸一君） 結局、何メートル短くなったんですか。

○土木課長（高田裕樹君） 路線としましては、3メートル延長が短くなっております。歩道の整備としましては、歩道の幅員は3.5メートルの整備となっております。

○委員（西村英昭君） 今のお話というのは、この2つの表で、少し短くなってるということがその3.3メートルで歩道も含めて3.5メートルという理解。

○土木課長（高田裕樹君） 今お示しいただいたとおりでございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（谷川 登君） 廃止、認定っていうことで今御説明ありましたけども、やはり認定した以上は、やはり市道として、その後の維持管理、これが一番だと思うんですね。造るのはいいんですが、かなり要望が上がって、予算がないとかなりしますので、認定されるっちゃうことはいいんですが、とにかく維持管理のほうを、ちゃんと予算をとっていただいて対応してやれば市民の方も喜ばれると思いますので、その辺は一応意見として申し上げときます。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第115号・市道路線の廃止については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第116号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部の入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

◎議案第126号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第126号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○住宅課長（上村和寛君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）住宅課の上村です。

議案第126号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について、着座にて説明いたします。

それでは、議案書の41ページをお開きください。

提案の理由は、坂本町に新たな市営住宅を設置することに伴い、その名称、位置、その他関連する事項を定める必要があることから、条例の改正を行います。

事前にお配りしております、右肩に四角囲みで委員会資料、令和7年12月17日、建設環

境委員会、議案第126号、建設部住宅課と記載しております資料の1ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨は、災害公営住宅の坂本団地の供用開始に伴い、その名称、位置、その他関連する事項について定めるため、条例、規則の改正を行います。

2、改正の内容といたしましては、これまで規則の別表で定めていた市営住宅の名称と位置を条例の別表第1とし、その表に坂本団地を追加いたします。変更する理由は、これまで条例には市営住宅の駐車場使用料のみが規定されておりましたので、分かりやすくするために市営住宅の名称、位置も条例に位置づけを行います。

また、（2）にありますとおり、駐車場の使用料を定める条項に、今回の坂本団地の月額駐車場使用料1000円を追加いたします。

2ページ目は、条例の新旧対照表となります。

最後に、条例の施行期日につきましては、入居に関する準備期間を設けるために、令和8年1月10日からといたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 確認ですけれども、入られる予定の所帯数はどれくらいありますか。

○住宅課長（上村和寛君） 10戸ありまして、そのうち8戸につきましてはもう入居が確定しております。あと2戸につきましては、1世帯の方は今現在入院中でして、その方は退院次第という、状況次第ということになります。もう1戸につきましては、一旦もう別のところに居を構えられましたので9戸の予定でしたが、1世帯また別に入りたいという申出がっておりますので、来週内覧をします。その分を見られてから入られることになれば、全部10

世帯埋まることになる予定であります。

以上です。

○委員（橋本隆一君） 予定どおりちゅうか…
…。

○住宅課長（上村和寛君） そうです。世帯の方
は1名替わりましたけども、予定どおりです。

○委員（橋本隆一君） 分かりました。ありが
うございました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 以上で質疑を終了
します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（谷川 登君） 今説明の中で、本当に
市営住宅の管理というのが非常に大事になって
くると思いますが、かなりの市営住宅があ
ると思いますが、中山間地の私どもの山間部の
ほうでは、市営住宅のほうがから空きというよ
うな状況の中から、ほとんど中の住宅の中がち
よっと心配しているところがございますので、
市として、そういった対応を、していただけれ
ばなというふうに思いますのでよろしくお願
いします。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） これより採決いた
します。

議案第126号・八代市営住宅設置管理条例
の一部改正については、原案のとおり決するに
賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手全員と認め、
本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退席ください。

（執行部 退室）

◎陳情第11号・水俣病の早期解決を国へ要望
する意見書の提出方について

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、請願・陳情
の審査に入ります。

今回当委員会に付託となっておりますのは、
継続審査の陳情1件です。

それでは、陳情第11号・水俣病の早期解決
を国へ要望する意見書の提出方についてを議題
といたします。

要旨は文書表のとおりです。

本陳情について、御意見等ありませんか。

○委員（西村英昭君） いろいろちょっと、こ
れまで勉強する機会がなかったんですけど、前
回の委員会でもこの陳情があったもので勉強
いたしました。ぜひ採択のほうでお願いしたい
と思います。

○委員（橋本幸一君） 前回から継続で来て
るわけですが、私も、前回出たように、水俣
市の市議会がこれについては、採択してない、
賛成してないっていうか、取り上げてない
ことと、それと、本市について対象者もい
ない、また、国のほうでもその動きがもう
既にあるってことで、これまでの流れでは
もう国のほうで動いているときにはもう、
送らないと、国へ送らないというふうな
そういう方向で今来てるわけで、今回
については私はもう審議未了で済ませ
ていいのではないかなと思っており
ます。

○委員（水田千春君） 私の身内、親類縁
者にも水俣病の保険証を持った者がおり
ます。他人事ではなくて、自分事として、
自分の身内が水俣病だったらどう考
えるか、その症状持っているのに認
定されないという苦しみを持っていら
っしゃる方が自分の身内だったらどう
だったのか、我が身に引き寄せて考
えていただきたいと思うんですね。
それで答えは出るんじゃないかと思
います。

この件で水俣市が不採択をされたことで、私の下には八代市民から、当事者が多くいる水俣市が不採択することはちょっと考えられないという声も聞かれております。少なからずいらっしゃるので。SNSでも結構騒がれておりました。八代市の出方、しっかり見られていると思いますので、ぜひ、実際困っている方、市民、県民に寄り添って採決をしていただきたいと思います。私は思っております。

○委員長（中山諭扶哉君） ありませんか。

○委員（西村英昭君） 意見でよろしいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） どうぞ。

○委員（西村英昭君） 皆さん多くの意見、見方、見解あると思うんですが、まとまりがつかないと皆さんのお時間をお取りして御迷惑かと思ひまして、ちょっと自分でいろいろ調べてまとめてきましたのでそれを読ませていただいでよろしいでしょうかね。

○委員長（中山諭扶哉君） どうぞ。

○委員（西村英昭君） 今、この瞬間にも水俣病の被害を訴えながら裁判の結論を待ったまま、静かに人生の時間を削られている方々がおられる。提訴から10年以上がたつ間に、陳情書にもありますけど、300名亡くなって平均年齢も75歳を超えている状況。この現実をこれ以上見過ごしてよいのかという点です。

また、国でも動きがあるということも1つの見解ですけど、それでもなかなか解決、なかなかこういう裁判も続いているということは、まだ十分ではないと思います。

水田委員もおっしゃったけど、水俣病は特定の地域だけの問題ではないということ。公害とは国全体の産業や行政の在り方、そしてそれを許してしまった社会全体の責任の問題だと考えます。八代市に被害者はいないからと言った瞬間、同じ過ちを形を変えて繰り返す土壌を容認することになると思います。

この陳情は、八代市に直接被害があるから、被害者がいるから、それを助けてほしいというものではありません。公式確認から70年になろうとする今、現行制度で救われない人がいる、これは事実です。その状況をどうにかしてほしいという訴えです。ごく当たり前の人道的な要望です。特定の政党の利害でも、八代市の損得でもなく、長く苦しめられてきた人たちをこれ以上待たせないでほしいという、それだけのこれは願いです。

水俣市の議会が不採択にした、あるいは水俣がやっていないからという声があります。それは確かにそういう声もあります。しかしそれは本当に私たちが取るべき態度なのかということを考えていただきたい。水俣市は被害の深刻さゆえに、行政としての立場や国、県との関係、あるいは地域の方、地域の経済と、様々なしがらみがあります。だから直接の利害から距離のある自治体が、しがらみの少ない立場で、人権と環境の問題として声を上げることに意味があると思います。

地方自治法第99条、陳情で、地方議会に国に対して意見を述べる役割を与えています。道路や上下水道だけを議論する場ではなく、国の政策からこぼれ落ちる声、弱い立場の人たちの声をすくい上げ、これでいいのかと問う役割です。この陳情はその条文の趣旨に正面からかなうものであり、全ての水俣病被害者の救済制度を早期に創設してほしいと国に求める真つ当な意思表示だと考えます。

ここで一度、冷静に考えていただきたい。意見書を採択することで本市に具体的な不利益が生じますか。新たな財政負担が発生するわけでもなく、特定の相手を名指しで非難する内容でもありません。求めているのは、国に全ての被害者を救う対応を検討し、早期に実現してほしいという意思、これを八代市の名前で表明してほしい、それだけです。不利益はありません。

あるのは人権と環境を重んじるまちだ、それが八代だという誇るべきメッセージだけだと思います。

環境問題への意識が問われる時代にあって、水俣病は環境と人間の尊厳をないがしろにしたときに何が起きるかを知る原点です。遠いどこかよその悲劇として押しやるのか、それとも同じことを二度繰り返さないという意味を示すのか、この陳情は、今ここにいらっしゃる皆様、この委員会、そして議会の姿勢を問うものだと私は考えます。

私たちは自分のまちの利益だけを守るために選ばれたわけではありません。人として議員として、それはおかしいと言うべきときに、小さな声であっても国に届ける役割を託されています。被害の有無に関わらず、苦しむ人を見過ごさないまちでありたい。その思いを、意見書という形にして国へ届けようではありませんか。

どうか陳情を、この陳情を、よその問題、もう国が動いてるからという、そういう形で退けるのではなく、人間の尊厳と環境をめぐる問題として受け止めて、私は採択への御賛同をここにお願いいたします。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようですので、審議未了を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず審議未了についてお諮りいたします。

採決は挙手によって行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

本委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようですので、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察の日程等について御報告いたします。

まず日程については、令和8年1月15日木曜日から16日金曜日の1泊2日となります。行き先については、広島県竹原市、広島県広島

市を視察先に選定しております。また、調査事項といたしましては、竹原市が高性能ドローンを活用した下水道管の点検について、広島市がふれあい収集制度及び大型ごみ排出支援についてを調査いたします。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和8年1月15日から16日までの2日間、広島県竹原市、広島県広島市へ、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査のため管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続を取らせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中山諭扶哉君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

(午前10時49分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年12月17日

建設環境委員会

委員長